

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成21～26年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成21年度	2,316	1,165	30	33
平成22年度	1,960	1,104	27	45
平成23年度	1,442	656	26	41
平成24年度	1,009	428	17	9
平成25年度	892	472	19	13
平成26年度	1,050	435	20	14

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成21年度	2,301	2,076	90.2%
平成22年度	1,955	1,746	89.3%
平成23年度	1,426	1,273	89.3%
平成24年度	998	898	90.0%
平成25年度	872	763	87.5%
平成26年度	1,032	926	89.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成27年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成27年度	982	515	16	13
平成27年4月～6月	282	139	3	1
平成27年7月～9月	295	158	6	4
平成27年10月～12月	215	121	3	5
平成28年1月～3月	190	97	4	3
平成28年度	866	483	14	10
平成28年4月～6月	232	117	6	4
平成28年7月～9月	226	130	0	0
平成28年10月～12月	221	123	4	4
平成29年1月～3月	187	113	4	1
平成29年度	1,498	922	18	16
平成29年4月～6月	270	184	3	2
平成29年7月～9月	300	156	4	2
平成29年10月～12月	385	255	6	8
平成30年1月～3月	543	327	5	4
平成30年度	1,838	1,258	25	37
平成30年4月～6月	388	278	8	14
平成30年7月～9月	505	313	7	2
平成30年10月～12月	571	404	8	15
平成31年1月～3月	374	263	2	6

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成27年度	959	868	90.5%
平成27年4月～6月	272	248	91.2%
平成27年7月～9月	289	270	93.4%
平成27年10月～12月	213	186	87.3%
平成28年1月～3月	185	164	88.6%
平成28年度	846	752	88.9%
平成28年4月～6月	230	202	87.8%
平成28年7月～9月	223	195	87.4%
平成28年10月～12月	217	190	87.6%
平成29年1月～3月	176	165	93.8%
平成29年度	1,443	1,282	88.8%
平成29年4月～6月	265	236	89.1%
平成29年7月～9月	287	265	92.3%
平成29年10月～12月	374	326	87.2%
平成30年1月～3月	517	455	88.0%
平成30年度	1,436	1,306	90.9%
平成30年4月～6月	354	309	87.3%
平成30年7月～9月	468	425	90.8%
平成30年10月～12月	478	441	92.3%
平成31年1月～3月	136	131	96.3%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

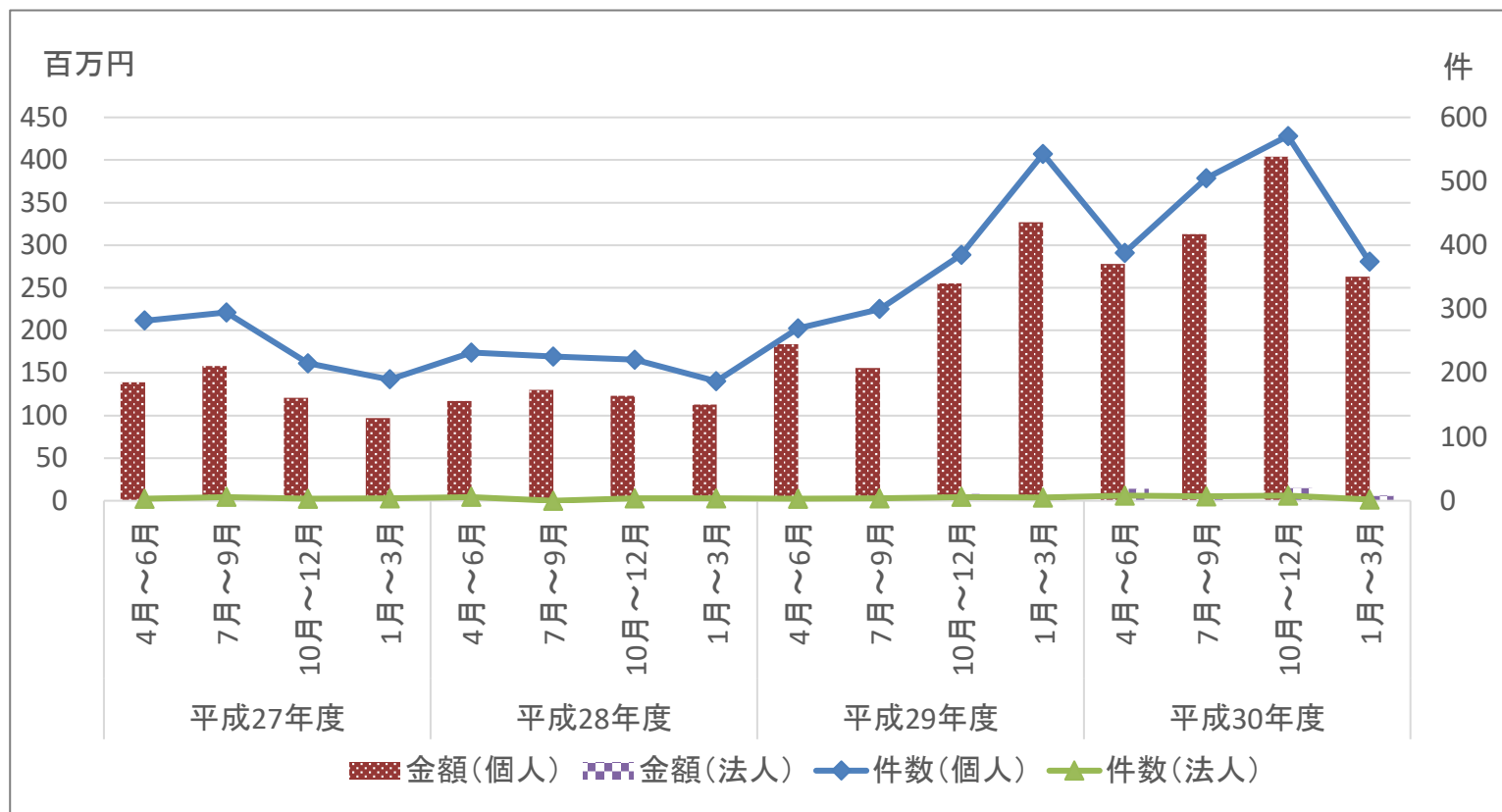
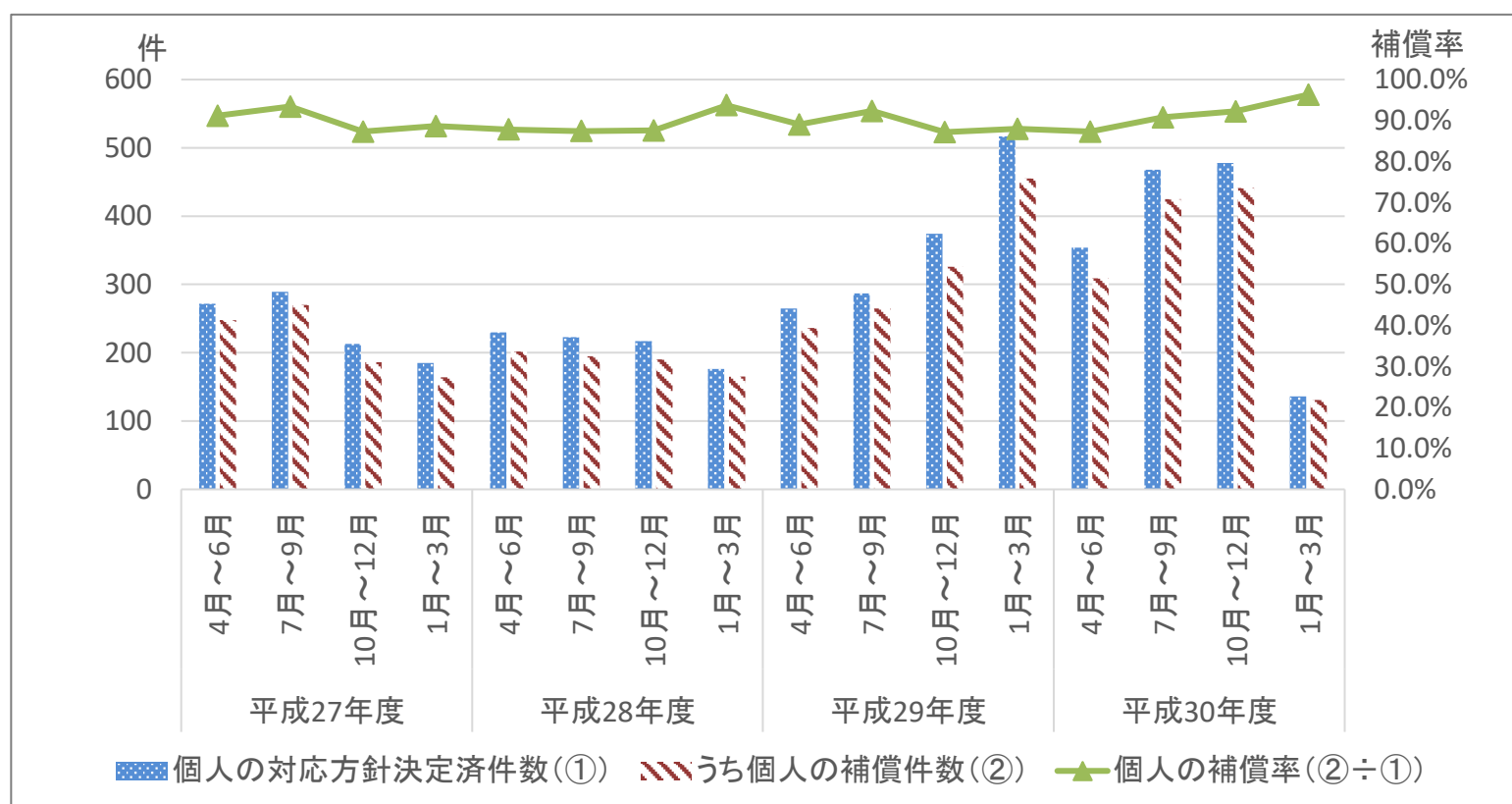


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上